

平成●年●月●日

株式会社●●
代表取締役社長 ●●

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に定める事前開示書類)

当社は、平成●年●月●日開催の取締役会において、当社の特別支配株主である●●氏(以下、「当社特別支配株主」といいます。)から平成●年●月●日付で通知を受けた、当社の株式に係る株式売渡請求を承認致しました。会社法 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所

氏名：●●

住所：東京都●●

2. 売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項

当社特別支配株主は、売渡株主に対し、売渡株式の対価として、その有する売渡株式 1 株につき金●円の割合をもって金銭を割当交付致します。

3. 取得日

平成●年●月●日

4. 会社法施行規則 33 条の 7 第 1 号イロに定める事項

【イに定める事項】

・・・であるため、本件の売渡価額の設定は相当なものと判断致します。【ここでは、一株当たりの買取金額が相当なものであることについて、株価算定の合理性を説明することになります。】

【ロに定める事項】

当社取締役会決議においては、当社特別支配株主である●●は特別利害関係人に該当する可能性がある者として、その決議には参加しておりません。

5. 会社法施行規則 33 条の 7 第 2 号に定める事項

株式売渡対価の総額は金●円であり、特別支配株主はそのうち●円を自己資金により、

その余を借入により確保することについて、客観的資料に基づき確認しております。

6. 会社法施行規則 33 条の 7 第 3 号に定める事項

取引条件は、取得日以降、対象株主より対価振込先口座の確認が取れた後 5 営業日以内に、当社特別支配株主が同口座に振込送金する方法により支払うというものであり、売渡株主に負担をかけることなく、速やかな支払いがなされるものであり相当と判断しております。

7. 会社法施行規則 33 条の 7 第 4 号及び 5 号に定める事項

該当事由はありません。

以 上

DRAFT